

【重要1-2】

沖縄県主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

介護支援専門員証の有効期限内に主任介護支援専門員更新研修を修了できる者で、介護支援専門員証の有効期間または主任介護支援専門員研修修了証書の有効期限が概ね2年以内に満了し、なおかつ、以下の(1)から(6)の要件のいずれかに該当する者。

(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	
対象の研修 （県内外を問わない）	<ul style="list-style-type: none"> 県内外での介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく以下の研修。 <ol style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務研修 介護支援専門員再研修（専門研修課程Ⅰ又は専門研修課程Ⅱ） 介護支援専門員再研修（有効期間経過者向け） 介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け） 主任介護支援専門員研修 主任介護支援専門員更新研修 沖縄県からの受託研修 主任介護支援専門員フォローアップ研修 多職種連携ケアマネジメント研修 日本介護支援専門員協会（各都道府県支部も含む）が行う研修。 沖縄県介護支援専門員協会が行う研修 <p>※研修の企画とは上記①～⑥のワーキンググループをさす。 ※上記以外に介護支援専門員向けの法定外研修の講師を担う者は、この要件（1）には該当しないが、研修1回につき、講師を行った時間分、要件（2）の研修を受講したものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式1】研修講師等実績申告書 ●講師等実績の確認できる資料（以下のいずれかを提出） <ol style="list-style-type: none"> 研修実施団体からの依頼文の写し（研修名及び従事年月日がわかるもの） 従事した講師のプログラム等で、講師の氏名、研修名及び実施年月日がわかるもの 研修の企画をした場合は、企画に携わったことを証明できる書類。
(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	
「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方	<ol style="list-style-type: none"> 沖縄県介護支援専門員協会（支部を含む） 日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む） 日本ケアマネジメント学会 社会福祉協議会 地域包括支援センター 行政機関 介護支援専門員実務研修受講資格の要件の一つとなっている法定資格の職能団体（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等） その他（上記に当てはまらない実施団体・機関） <p>※①～④以外が開催する研修は、【法定外研修コード表】に該当する研修に限定する。 ※提出された書類により研修内容等を含め総合的に審査し、判断する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式2】研修等受講申告書 各研修の実施内容がわかる資料の写し。
「法定外の研修等」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「ケアマネジメントの質の向上」又は、「主任介護支援専門員として資質向上を図る目的」とした研修会や講演会又は研究大会で、介護支援専門員を対象として開催したもの。 受講対象者に介護支援専門員が含まれていれば、他職種等が含まれていた場合でも対象となります。 <p>以下については該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事例検討会 ●事業所内での勉強会 ●介護支援専門員として業務遂行のため、必須とされているもの（認定調査員研修や県及び市町村が開催する集団指導、実地指導等） ●一般市民や特定の専門職を対象とした講座など、参加対象が介護支援専門員となっていないもの ●意見交換会や情報交換会などのように、研修として開催されていないもの ●自身のメンタルヘルスやストレス改善に関する研修、マナー研修・接遇研修等 	<ol style="list-style-type: none"> 1)研修日時 2)研修主催者や実施団体名 3)講師名 4)対象者 5)研修の内容 <p>※1)～5)が全て記載されている、開催通知、実施要項等または、研修主催者や実施団体からのメール通知文書など。</p> <p>④受講が証明できるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 研修主催者または実施団体が発行する受講証明書・修了証 2) 受講完了を通知するメール（研修名・受講者名・受講日が確認できるもの） 3) 1) 2) 以外で、研修の受講が確認できる書類 <p>※研修受講が証明できる書類が提出できない場合は、（様式7）研修受講報告書に記入の上提出すること。</p> <p>資料を提出する前には上記内容が全て含まれているか必ず確認してください。確認できない資料では受付ができません。</p>
「年4回以上」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●対象研修の実施期間（前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修）において、初回の研修受講日を起算日とした1年間において、4回以上受講していること。 <p>【例】1回目の受講が 令和2年12月24日の場合 ⇒ 令和3年12月23日 までに受講した研修が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受講した全研修の総時間数が12時間以上。 <p>【例】：2時間の研修×4回＝総時間数8時間（要件未達成）、 4時間の研修×2回＋1時間の研修×4回＝総時間数12時間（要件達成）</p>	
(3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	
	※共同発表者としての発表も含む。	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式3】演題発表等実績申告書 ●演題発表等実績が確認できる資料（依頼文の写し、発表者名入り要項等）
(4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー		提出書類
		<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●認定ケアマネジャー登録証の写し
(5) 介護支援専門員実務研修の実習において、実習生を受け入れ、指導を担当した者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までの期間において実施した研修	
	※選算2日相当（12時間相当）以上の指導を行った場合該当します。	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式4】実務研修実習指導実績証明書（法人代表者記入） ●沖縄県介護支援専門員実務研修実習同意書の写し ●見学・観察実習記録用紙の写し（指導を行ったプロセス場面分）
(6) 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者		提出書類
「都道府県が適当と認める者」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として上記（1）から（5）までの要件のいずれかを満たして申込むこと。ただし、やむを得ない事情により上記要件のいずれも満たすことができなかった者であって、以下①から③までの要件による申込みを行うことが適当と認める者。 <ol style="list-style-type: none"> ① 現に地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置されるものであって、勤務期間が3年以上の者 ② 介護支援専門員に係る職能団体が行う研究会等で演題発表等を行った者 ③ 市町村長が、上記①から②までの要件に相当する実績・根拠等を有すると認め、推薦する者（①、②の要件を満たさない特段の理由がある者） 	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●該当要件に応じて以下の各必要書類を提出 ①【様式5】地域包括支援センター勤務証明書（法人代表者記入） ②(イ)【様式3】演題発表等実績申告書 (ロ) 演題発表等実績が証明できる資料（依頼文の写し、発表者名入り要項等） ③市町村長からの推薦書（自由様式） <p>※市町村長は、①、②の要件に相当する実績・根拠等を有すると認め、推薦する理由を明確かつ具体的に記載する。必要に応じて、県から実績・根拠等を証明する資料の要求や確認を行う場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【様式6】 受講要件を満たすことができなかった理由書 ※上記(1)から(5)までの要件のいずれも満たすことができなかった理由を具体的に記載する。

※要件（1）（2）（3）（5）（6）において、過去に提出した内容での申請は受付できません。

※提出書類に虚偽の申請があった場合、受講した研修は無効になりますのでご注意ください。